

平成 28 年 7 月

「思いやり 1.5m運動」 Q & A

愛媛県自転車安全利用研究協議会

目 次

- Q 1 この運動を開始した理由は何ですか。
- Q 2 なぜ、自転車と安全な間隔を保つ必要があるのですか。
- Q 3 自転車利用者にも指導すべきではないですか。
- Q 4 道路交通法等に根拠規定はありますか。
- Q 5 「条例」では具体的に“1.5メートル以上”と規定しているのですか。
- Q 6 罰則はありますか。
- Q 7 どのようにして“1.5メートル以上”と決めたのですか。
- Q 8 “1.5メートル以上”の間隔を保てば安全ですか。
- Q 9 “1.5メートル以上”もの間隔を保つことは不可能ではないですか。
- Q 10 後続に交通渋滞が発生するのではないですか。
- Q 11 “徐行”とはどのくらいの速度ですか。
- Q 12 合図を行う（ウィンカーを点灯する）必要がありますか。

Q 1 この運動を開始した理由は何ですか。

A 1

「愛媛県自転車安全利用促進条例」（以下「条例」といいます。）では、自動車等の運転者に“自転車との安全な間隔の保持又は徐行”を促す規定（第6条第2項）を設けていますが、十分に浸透しているとは言えない状況にあります。

「愛媛県自転車安全利用研究協議会」（以下「協議会」といいます。）では、

- “安全な”という表現が曖昧であるため、自動車等の運転者の実践につながっていない、
- 実践しても個人の主観に左右されている（例えば50 cmの間隔でも安全であるとする運転者もいる）
- 啓発する側も具体的な実践方法を啓発できていない

といった意見が出ました。

そこで、安全な間隔とは具体的にどのくらいの間隔であるかを数値で示す運動を展開することにより、これまで以上に、自動車等の運転者に自転車との安全な間隔に注意して運転していただきたいと考え、本運動を開始したものです。

Q 2 なぜ、自転車と安全な間隔を保つ必要があるのですか。自転車に追突する事故が多発しているのですか。

A 2

はい。道路交通法上、自転車は車両であり、原則として歩道ではなく車道を通行しなければなりません。しかし、自転車利用者が車道の左端を正しく通行しているにも関わらず、後方から自動車等に直近を追い越されたり、場合によっては自動車等に追突される事故も発生しています。

自転車が自動車等に追突される形態の事故は、発生件数こそ多くはありませんが、一度発生すると自転車利用者側の致死率が極めて高くなる傾向（※）があり、対策が不可欠となっています。

※ 県内における自転車事故（平成26年までの過去10年間）の致死率を見ると、追突事故で死亡する確率は、交差点での出合頭事故で死亡する確率に比べ、約6.2倍も高

くなっています。衝突時の自動車等の速度が高いこと、自転車利用者側が回避措置をとって自分の身を守ることが困難であることなどが原因として考えられます。

こうした状況から、自転車利用者からは“車道通行には危険を感じる”といった声も聞かれ、車道通行を忌避している（結果として、歩道における歩行者等の安全と円滑が阻害されている）状況も見受けられます。

そこで、自動車等の運転者には、自転車との交通事故防止、自転車の車道通行促進のため、自転車と安全な間隔を保っていただくようお願いしています。

Q 3 自動車等の運転者だけでなく、自転車利用者にも指導すべきではないですか。

A 3

はい。右側通行、並進、急な進路変更等の危険な運転を行う自転車利用者も多く、今後も自転車利用者には車道の左側端を正しく通行していただくよう、警察による指導や取締り、関係機関・団体による啓発、学校や家庭における教育を推進していく必要があります。

しかし、自転車利用者は、脆弱性という面では歩行者と変わりがなく、交通事故に遭った場合には重篤な負傷を負いがちです。そこで、自動車等の運転者には、交通弱者に対する思いやりを持って、自転車との安全な間隔の保持に努めていただきたいと思います。

Q 4 自転車との安全な間隔に関して、道路交通法等の法令に根拠規定はありますか。

A 4

いいえ。道路交通法では、歩行者の側方を通過する場合については“安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない”と規定していますが、自転車との間隔そのものに関しては規定がなく、自転車を含めた車両を追い越す場合の方法として“できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない”旨を規定しています。

そこで、「条例」では、自転車の側方を通過する場合も“安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない”（第6条第2項）と規定したものです。また、国家公安委員会告示の「交通の方法に関する教則」においても“自転車との間に安全な間隔を空けるか、徐行しなければなりません”と

規定し、交通安全教育等の現場で活用されています。

Q 5 「条例」では、自転車との安全な間隔を具体的に“1.5メートル以上”と規定しているのですか。

A 5

いいえ。「条例」においても“安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない”（第6条第2項）と規定するに止まっており、“1.5メートル以上”等と具体的な数値を示していません。

なお、国外では、法令で具体的に“1.5メートル以上”等と規定している国や地域もあります。

Q 6 「条例」では、安全な間隔を保たなかった場合に 罰則がありますか。

A 6

いいえ。「条例」では、“安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない”（第6条第2項）と規定していますが、罰則は設けておりません。

なお、道路交通法では、自転車との安全な間隔そのものに関する規定はありませんが、自動車等の運転者が、自転車に追突する事故を起こした場合や危険な方法で自転車を追い越した場合等には、安全運転の義務、追越しの方法等の関係条項に違反し、罰則の対象となるおそれがあります。

Q 7 どのようにして安全な間隔を“1.5メートル以上”と決めたのですか。

A 7

間隔は広ければ広いほど安全に近づきますが、道路幅員等から一定の限界があります。「協議会」では、交通安全教育の現場において、歩行者や自転車を背面から追い越す場合に1.5メートル以上の間隔を保つように指導している例が見受けられること、国外の法令で1.5メートル以上と規定している例があることなどを踏まえ設定したものです。

Q 8 “1.5メートル以上”の間隔を保てば安全ですか。

A 8

例えば、大型トレーラーやダンプカー等が自転車の側方を通過するときは、速度によっては自転車に相当な風圧や圧迫感を与える場合があります。また、自転車利用者が高齢者や児童の場合には、事故の危険性が更に高まります。さらに、自転車は蛇行したり、障害物を避ける動きをするほか、場合によっては転倒することもあるため、1.5メートルの間隔を保っていたとしても、必ずしも安全とは言えない場合もあります。

本運動の目的は、あくまで自動車等の運転者に安全な間隔を保っていただくか、又は徐行していただくことにあり、安全な間隔を保っていただくに当たっての基準・目安として1.5メートルという間隔を提示するものです。

そこで、状況によっては1.5メートルより更に広い間隔を保っていただく必要があるほか、道路事情等により安全な間隔を保つことができないときは、徐行していただく必要があります。

Q 9 道路事情等から“1.5メートル以上”もの間隔を保つことは不可能ではないですか。

A 9

路肩が広い道路や片側2車線ある道路などでは、中央線（センターライン）からはみ出すことなく、1.5メートル以上の間隔を保つことができます。しかし、道路幅員によっては、1.5メートル以上の間隔を保とうとすると、自動車の右側部分が中央線からはみ出すことが多いのも実情です（※）。

※ 標準的な道路1車線の幅員は約3.5メートルですが、普通自動車が自転車と1.5メートル以上の間隔を保とうとすると、少なくとも約4メートルの幅員を要するため、自動車の右側部分が中央線からはみ出すこととなります。

- ・ 標準的な道路の幅員＝約3.5m
- ・ 1.5m運動を実践するのに必要な最低の幅員＝約3.9m
約3.9m＝自転車の幅員約0.6m＋安全な間隔1.5m＋普通自動車の幅員約1.8m

こうした道路事情の中、はみ出し禁止の交通規制（中央線が橙色の実線）が実施されている場合や対向車が接近している場合等には、中央線からはみ

出すことができませんので、できるだけ間隔を保ちつつ、自転車の不意な動きにも十分に注意しながら“徐行”し、安全に通行していただくようお願いします。

Q10 後続に交通渋滞が発生するのではないですか。

A10

自転車だけでなく、原動機付自転車、特殊自動車等の速度が遅い車両に追いついた際、はみ出し禁止の交通規制により 1.5m以上の間隔を保つことができない場合があります。こうした場合には、可能な限りの間隔を保ちつつ、自転車の不意な動きにも十分に注意しながら“徐行”により側方を安全に通過していただく必要があります。

ただし、徐行によっても安全に追い越すことができない場合には、交通渋滞が発生するおそれがありますが、安全に追い越せるようになるまで追越しを中止していただく必要があります。

なお、追いつかれた速度の遅い車両は、できる限り道路の左側端に寄って進路を譲らなければなりません（普段から、自動車等はあらかじめ道路の左側に寄って通行するとともに、自転車等の軽車両は道路の左側端に寄って通行しなければなりません [キープレフト]）。

Q11 自転車を追い越すときの“徐行”とはどのくらいの速度ですか。

A11

道路交通法上、徐行とは“直ちに停止できるような速度で進行すること”と規定されており、具体的な速度は定められていません。「協議会」では、自転車の側方を通過する際の徐行とは、自転車を安全に追抜くために必要となる最小限度の速度と解釈しています。

Q12 自転車を追い越すときは、合図を行う（ウィンカーを点灯する）必要がありますか。

A12

はい。自転車を含め、車両を追い越す場合は、進路変更を伴いますので、

合図を行っていただく必要があります。

※ 追越しの際の進路変更とは、前車の後方から追越しのため進路を右に変え、前車の右側を通過した後、前車の前方に出るため進路を左に変える場合などを言います。